

## **令和 7 年度 環境配慮契約法基本方針検討会（第 2 回）議事録**

出席委員：梅田委員（座長）、勢一委員、原委員、藤井委員、藤野委員、松村委員、野城委員（五十音順）

**1. 日 時 令和 7 年 10 月 16 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分**

**2. 場 所 インテージ秋葉原ビル 12 階会議室及び Web 会議**

事務局：本日はお忙しいところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和 7 年度第 2 回「環境配慮契約法基本方針検討会」を開催させていただきます。本日の検討会につきましては、実際の会議室と Web 会議のハイブリッド方式で行います。Web で参加されている委員の皆様におかれましては、通信回線の負荷の関係で通常はカメラをオフ、マイクをミュートにしておいてください。ご発言される際には、カメラをオンしていただくか、アイコンの挙手ボタンでご発言の意思表示をお願いいたします。座長から順番に指名をさせていただきますのでカメラをオン、マイクのミュートを解除してご発言をお願いいたします。ご発言後は設定を元に戻してください。また、通信状況については事務局でもチェックをしていますが、音声や通信に異常がある場合には、説明の途中でも結構ですので、隨時ご連絡をお願いいたします。また本日の委員のご出欠の状況でございます。本日、赤司委員と大聖委員がご欠席、また藤野委員におかれましては 11 時ごろからご出席と承っております。それでは、以降の議事進行は梅田座長にお願いいたします。

梅田座長：朝からお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いします。

### **◇本日の議事予定**

事務局： 本日の会議でございますが、12 時までの 2 時間を予定しております。

### **◇配付資料の確認**

事務局： 資料は 10 月 14 日に送付しております。お送りしました議事次第に本日の資料一覧を記載しております。

配 付 資 料

- 資料 1 令和 7 年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
- 資料 2 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入について
- 資料 3 産業廃棄物の処理に係る契約に関する検討状況について
- 資料 4 令和 6 年度の国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について【暫定版】
- 資料 5 令和 7 年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入について  
－第 2 回電力専門委員会資料－

梅田座長：平尾課長にご挨拶いただきます。

環境省（平尾課長）：お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。7月の1回目の検討会で、電力の関係でかなりご議論いただいているので、その状況をご報告し、親検討会での議論をお願いしているという状況です。廃棄物の方は、これから立ち上げるという話はありますが、こんなことをやろうとしていますというようなご報告をしたいと思っておりますので、忌憚なきご意見を賜りたいと思います。

### 3. 議　題

梅田座長： それでは議事に入らせていただきます。本日の議題は議事次第のとおりですが、  
(1) 電気の供給を受ける契約の検討事項等について、(2) その他の環境配慮契約の検討事項として、「産業廃棄物」の契約について、(3) 令和 6 年度の環境配慮契約の契約締結実績について、の 3 つが中心となります。議論は議題の順番に進めたいと思います。

#### （1）電気の供給を受ける契約の検討事項等について

梅田座長：まず、電力専門委員会における検討状況について議論を行うこととします。  
それでは最初に、資料 2 の電力専門委員会の検討状況について事務局より説明いただき、その後、電力専門委員会座長の松村委員から、藤野委員は入り次第ご意見をいただくこととします。

環境省：資料 2 説明（省略）

梅田座長：ありがとうございました。資料2の電力専門委員会の検討状況で、主に総合評価落札方式の導入について事務局よりご説明いただきました。補足説明等、電力専門委員会の委員の方にお願いしたいと思います。電力専門委員会座長の松村委員いかがでしょうか。

松村委員：今までの裾切り方式を続けると、最低基準をクリアした後は価格だけの勝負になってしまうことに対して、この方式を採用すると価格はほんのわずかな差だけれども、環境では最低ギリギリを満たしているのに比べて、大きく環境性能が良いところが落札できないという弊害を除くというようなことも、大きな目的の一つだと思います。今回シミュレーションでは、価格で逆転できる可能性を示していただいたわけですが、仮にそのような可能性が残ったとしても、今までのやり方に比べれば、大きな前進だと思っています。それから具体的なやり方、加点項目、配点例、あるいは、どれぐらい裁量を認めるのかという類のことは、いろいろ技術的な問題はありますが、まず導入して、それで大きな不都合が起こってくれば、順次改善していくことを前提として、一旦最初に入れるものとしては、合理的な提案が出てきていると思っておりますし、そのようなものを作っていただいたと思っています。細部についてはまだ詰めなければいけないところはありますが、第3回の専門委員会で議論させていただきます。

総合評価落札方式を取るか取らないかと無関係に、様々な問題があるとのご説明を事務局の方からしていただいたと思います。市場価格運動プラン、あるいは燃料費調整制度に関する問題は、どのみち整理しなければいけないことだと思います。そのようなやり方が弊害にならないよう、今後順次意見を整理していかなければと思います。以上です。

梅田座長：それでは電力専門委員会の検討状況について他の委員からご意見、ご質問をいただくこととします。いかがでしょうか。

勢一委員：少しわからないところもあるので教えていただきつつ、若干のコメントをさせていただければと思います。メインは総合評価落札方式の導入ということだと思います。しっかり確認していなくて恐縮なのですが、これを導入する場合に、どのレベルの改正が必要なのか。法をいじらなければいけないのか、政令なのか教えてください。その上でおそらく方向性として、このような形でより良い事業者を選定していくと、それによって市場を変えていくという意味では、こういう取組をしなければいけないのだろうというところは私も認識しているところです。悩ましいのは評価項目の設定だと思います。技術的なことはいろいろあるのだと思いますけれども、制度として教えていただきたいのは、7ページや16ページに再掲

されている、排出係数のしきい値、この数値が加算点の評価のところに響いてくると理解をしています。このしきい値の方向性のグラフというか数値は、規定としてはどのレベルで決まっていることなのかというところも教えてください。総合評価落札方式で、これが競争するときのポイントになってくるとなると、入札する事業者が自らの評価を計算した上で、これだったら勝てそうだとか、勝てなそうだから今回は見送るといった判断ができなければいけないので、そういう意味では自己評価としての数値の再現性と、あとは予測可能性というところが担保できないと難しいのかなというところがありましたので、この辺りは教えてください。

先ほど地域脱炭素促進事業制度をご紹介いただきましたけれども、これは現時点では使えないという理解でよろしいでしょうか。今後もし認定事業が増えてくれば、こういうものもひとつ評価項目としてあり得るというところなのか、これも質問です。この制度を導入したとき、温対法の改正の議論をやっていましたけれども、制度の当初の想定としては、地域で再エネを入れてもいいところと、ここはやめようというところをゾーニングして、みんながウェルカムな、自然も壊さないところに再エネを優先的に配置してもらおうと作った制度です。ただ、環境省では、とにかくしっかりと設定してくださいという声掛けや支援はしていただいたのだと思うのですけど、なかなかゾーニングしていくのは難易度が高く、技術的にも難しくて、しかも市町村がメインでやらなければいけないので難易度が高いがために、制度が想定している形では進んでいなくて、今回太陽光がたくさん出ているのですが、公共施設にある想定の促進区域なので、確かにご指摘の通り今の状況でこれがどのくらい使えるのかわからないというところではあります。ただ、これはともかく、今の段階では無理だとしても、既存の制度にある仕組みを何らか当てはめていくような形であれば客観的に評価がしやすいのかなと思ったので、他にも候補がありそうだったら、ぜひ今後の議論でもあげていただけるとありがたいなというところです。

最後もう一点、東京都のヒアリングありがとうございました。すごく学びが多かったなと思って伺っていました。どちらも指摘事項で、課題としてあったのが、入札参加者の確保というところです。私この辺り、あまり国の状況を存じ上げないのですが、先ほど新宿御苑の例では応札は2社だったんですね。2社だとなかなか競争原理が働かない。これは新宿御苑独自の状況なのかどうかわからないのですが、国の方で特に複雑でレベルの高い入札方式に移行した場合の入札参加者の確保に対する懸念とかいうのがもしあったら教えてください。以上です。よろしくお願いいたします。

梅田座長：ありがとうございました。事務局からお願いします。

環境省：まず、どのレベルで改定する必要があるのかというところですけれども、12 ページ目でスケジュール案をお示させていただいている。基本方針の閣議決定が必要になってくるものとして、また契約方式を変更しますので、財務省と各省との包括協議も必要になってきます。このため、令和 8 年度すぐにというのではなくなかなか難しいので、少し時間を取りまして、各省への周知活動だとか、あと財務省との包括協議も含めてスケジュールを設定しているところです。

勢一委員：閣議決定で法令もいらないということでしょうか。

環境省：法律に基づいた基本方針を閣議決定していますので、基本方針の閣議決定だけで大丈夫ということになっています。

勢一委員：閣議決定を縛るのは政府だけなので、この方式はどのくらい事業者に響くのかがよくわからない。

事務局：39 ページに会計法について記載しています。上から 2 つめですね。総合評価落札方式の場合ということで、会計法で縛られている。

勢一委員：それはもちろん存じ上げていますが、こちらの環境配慮契約法のスキームの中で、どこで決めることになっているのか。

環境省：Max で閣議決定です。

勢一委員：柔軟に変更ができるので、やってみて、あまり効果がない、うまくいかないということであれば、また変えればいいということですかね。

環境省：松村委員からもあったように、まずやってみてということ。導入当初はこんなものかなというものをご提案しているということです。

勢一委員：この数値やしきい値はどこで決まっているのか。基本方針で決めているのか。

環境省：契約法は閣議決定ではあまり変えず、解説資料を充実させることで対応してきたところです。この表自体は解説資料そのものにも載せていない、解説資料を作るための検討会の資料として皆さんに見ていただいているということです。

勢一委員：そうだとすると、総合評価落札方式が導入されて、一般事業者が国と契約しよう

となった時に、この数値が無いと自分の状況がどのラインにいるかわからない。これはどのくらい有利なのか不利なのかは、自己評価しにくいということですね。

環境省：解説資料には数値は書いてあります。グラフや表は載せていないので、もしかしたら改善の余地はあるかもしれません。それは予見可能性を示すという趣旨でこの場でオープンにやっていて、資料もオープンなのでそれは見ていただけると思っていますが、解説資料そのものに載せた方がもしかしたらいいかもしれませんと思いました。

勢一委員：競争入札なので細やかに評価に響いてくるなら、それは再現可能性を求められるので、何か探せば出ているから見ているよね、というのでは、競争入札の仕組みとしてはまずいかなという気がしていて、線形評価のようなので評価がわかれてくるということになると、かなり実は今までと違ってくる印象があります。そのあたりはぜひ制度を入れるときに詰めてほしい。

梅田座長：説明会の資料には入っていますよね。

事務局：説明会資料には、もちろん載っておりまして、現状は裾切りなので、裾切りの配点例は環境省のホームページでも当然公表していますし、タイミングによりますけれども、例えば24ページに毎年度の配点例は載せています。解説資料をみるとわかるようになっている。裾切りについては21ページに今0.520だということは書かせていただいております。おっしゃるように皆さんに通知しているかというと、そういうことにはなっていませんが、電気事業低炭素社会協議会には理解いただいており、多くの小売電気事業者は認識しています。

勢一委員：法学者の立場からすると、多くの方は認識していただいていると思います、でいいのかというところが、どこまではそれで良くて、どこから以上はもう少し明確に入札をするときに示さなければいけないのか、これは法規にどこまで関わってくるかというところになってくるので。

環境省：周知しているつもりになっているのですが、率直に言いまして先ほど松村委員から話があったように、今までしきい値の値しか重要でなかったのでしきい値だけ書いておけばいいという意識はどこかにあったかもしれません。今後、しきい値だけではなく、メニュー別の配点も設けようと思っていて、根拠は議論して下げていきましょうとなっているが、引っ張ってきたものを示した方が、納得感があるだろうなと思います。

勢一委員：運用上、今まで問題なく制度を変えるときには考えないといけないことはあるのかなと思いましたので、結構私も地方整備局の事業評価に関わったりして、事業者の方と接する機会もこれまでありましたけれども、どういう評価になってくるかというのは自分のところの評価も気になるし、ライバル会社の評価も気になるのです。国の情報公開法でもそうした事業に関する評価の結果の情報交換がバンバン来るわけですよね。そういう意味ではきちんと出して、問題ないような形でやっていかないといけないのかなという気がしました。

環境省：今後の課題感というところで、ヒアリング結果で入札参加者の確保の話がありましたが、不落になつたらどうしようといった話があり、今回総合評価がぱっと見複雑かもしれないというところはあって、それは今まで以上にこういうものですよという周知活動をしないといけないと思っていますので、どういうことで、どういう場所で何が決まっているのかという話と通ずる話なのだろうなと思って伺っておりました。促進区域の話も、促進区域をおっしゃるような趣旨で作って、区域自体の広がりはそれなりにあります、事業認定はまだといった話でしたが、こういうものをぜひ使ってもらつたらいいのではないかと思いつつ、縛るものでもないかなということで今申し上げたような提案になっているということでござります。

勢一委員：入札参加者の確保はおそらく課題感としてはお持ちいただいていると思うので。

梅田座長：実際どうだったか。

環境省：実際は新宿御苑の入札では、RE100を維持できるのかと内部的には大騒ぎをして何とか事業者を確保したという経緯があります。周知活動など、逆にうまくやって驚いたという話もありましたけど、東京都は上手に集めているので勉強しなければいけないし、ある程度レプリケートできるかもしれない。よく研究して、こうやつたら心配しなくていいですよというような格好で周知していきたいと思っています。

勢一委員：総合評価落札方式のパフォーマンスのところもてきて、どこまで手間がかけられるのかという話ですね。ご検討いただきたい。

梅田座長：野城委員お願いします。

野城委員：松村委員の説明で、現実的には価格で決まってしまっているところの改善だということで理解したが、本来であれば、国の方が除算方式として決めているんですけども、その問題というのは加算方式にすればこんな複雑にしなくとも、解決するのではということはまず申し上げておきたいと思います。あまりにもそういう意味では、除算方式そのものがこういったことから適切であるかということでゆがみがあるかなと思います。それとご説明いただいて心配になりましたのは、加点項目と標準点の関係を考えると、ひとつはダブルカウントしているような印象を与えてしまうので、そうではないことがわかるような説明が必要かなと思います。要するに数字がどうこうではなくて、ロジカルに考えた場合に、ダブルカウントしているとまたそれを突いてくる人もいらっしゃるかと思います。もう一つは勢一委員と皆さんのがやり取りでございましたけど、こういった複雑な方式をとったときにどのぐらい対応できる事業者がいるかということですね。落札しないというよりも、応募する事業者を含めて、事業者のキャパシティを考えてみていただいた方がいいかなと思います。それが日本全体からしたらどれくらいかわかりませんけど。私事でたまたま相続してしまった耕作放棄地の田んぼがあるのですけども、おびただしく太陽光事業者からラブコールがかかっております。300坪ぐらいです。多分そういうところの賦存量としてはあると思うんですけど、そういうところをどう掘り起こして、声をかけてくるような中小事業者がどれだけこの入札に参加しやすくするかというあたりは、肌感としては考えると今日のご説明のこれには多分そういった事業者は複雑で参加できないのではないかということを心配しています。

環境省：除算加算の件は、加算の方がいろいろ解決できるところがあるということもあるが相手がいる話で。

野城委員：それはよくわかっていますが、やはりそれは皆さんから、政治のリーダーとか何か含めていかないといけないのではないかなどと思いますね。

環境省：念頭に置いて検討していきたいが、専門委員会でも意見があつて、最初のところはやむを得ないところもあるのかなと思っています。機動的に見直していくことも含めて考えていきたいと思っております。フィージビリティの話は、不落の話もありますけれども、私は実行して動いていく契約をしていくというところをやりながらいいものが広がっていくというふうにしていきたいので、さじ加減もみていきたい。この点数ならいけるのではないかなど実は思っているのですが、そのあたりもよくお伺いしながらやっていきたいと思っておりますし、その中でダブルカウントになって何かおかしいのではないかというようなことにならないように、

そこはよく留意したいと思います。ご指摘ありがとうございます。

梅田座長：そのほかの委員いかがですか。

藤井委員：総合評価で、より環境配慮された電力が選択されるようになるといいと思うのですが、値段が高くて逆に言うと選択されやすくなったときに、国全体としていくらぐらい調達コストが上がりうるかといったシミュレーションはされているか。逆にこのくらいまでなら買ってもしょうがないかと思っておられるとかありますか。

環境省：財務省が最も気になるポイントです。結局予算の範囲内に収まるようにしかならないのではないかと思っているが、いろいろ提案してあれこれシミュレーションして聞き取りをしたりしているのですけど、そうじゃないというふうになると、予算要求してもらわなければいけなくなって、そこは具体的にどうなのかという話はまだできていなくて、ただ何か大きく増えるということにはならないと思っています。私達の中でもちろんいろいろ見込みは立てていますが、今までの実績なり事業者の感じからすると、きっと大丈夫じゃないかと思っています。

梅田座長：他の委員の方々いかがでしょうか。

梅田座長：質問ですが、15 ページの表で 0.435 とか 50%とか 0.342 っていう数字は先ほど勢一委員がご指摘された 17 ページの進行表に従って変わっていくっていう理解でいいですか。直接的には書かれていませんが。

環境省：ご認識のとおりです。

梅田座長：他の委員の方々いかがでしょうか。次の専門委員会で揉んでいただくということになりますが、実施は 2027 年度からですね。

それでは、次の議題に進みます。資料 3 の説明をお願いします。

## （2）その他の環境配慮契約の検討状況について

環境省：資料 3 説明（省略）

梅田座長：それでは資料 3 の産業廃棄物に係る契約の検討事項等につきまして、ご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょう。オンラインの委員の方々も、いかがでしょう。

藤井委員：環境配慮契約がそもそもできていないという話だと思うのですが、現状ではどういうことが理由でできていないという認識なのでしょうか。

環境省：資料4の50ページ目にできていない理由を書いておりますが、応札可能業者が少數で十分な競争性を確保できない。だから契約がそもそも裾切り方式をやってないというお話がありまして、実際それが本当にそうなのか、あとは電力のところもそうでしたけれども、逆営業のような形でこちらから事業者にお声掛けを行って、入札参加者を確保するといった方法も考えられるかと思いますので、ヒアリングを十分にこれからしまして、何故でできていないのかというところは確認してまいりたいと思っています。

梅田座長：懇談会を立ち上げて、この辺の話をするのか。

環境省：現状なぜこのようになっているのかということも含めて、今の状態でいいと思っていないので、今の時代にあったものに直して、こういうことしませんかと言いたいというところがあって、それでそろそろ懇談会も立ち上げようということでございます。

野城委員：難しい業界を相手にされているので、忍耐力も必要でしょうけど、やはり一つ一つ杭を打ちながら前に進めていくしかないと思います。それでドメスティックなことではあるとは思うのですが、私が関わっている建築のサステナビリティに関するISO規格でも、ヨーロッパではサーキュラーエコノミーが大流行しているようでございまして、単に建物を壊してリサイクルするだけではなくて、建物もこの骨組みをずっと使い続けて、内装と設備だけを変えていくということも含めた、広い意味でのサーキュラーエコノミーなんですけども、国際的にはどうもこのサーキュラーエコノミーが、ヨーロッパにおいて、相対的に発言力が小さくなっているかもしれません。ただヨーロッパ規格CENというのは、そのままISOの規格の原案にもなることもあるので、それなりの影響力を持ってくる可能性もありますし、逆にそういう動きを国内のステークホルダーの皆さんに説明する材料としてもお使いになればいいのではないかと思いますので、直接関係ないかもしれませんけれども、ヨーロッパにおけるサーキュラーエコノミーというもののドキュメント規格が進んでいるということも活用しながら、事を進めていかれるといいかなと思いながらお話を聞いておりました。以上です。

梅田座長：まさにおっしゃる通りだと考えます。

環境省：その通りだというふうに思っていまして、先般循環基本計画を変えたときに、いろいろ議論がありましたけど、閣議決定なので元々国家戦略ですが、あえて申し上げて、それは気合いを示す以上にカーボンの方で起こりましたけれども環境省だけが旗を振っているという状況でないようにならたいというのもありますし、それで閣僚会議も作りましたし、みんなでやろうということになっていますので、そういうことをやっていくときに今の国の事業体として、環境配慮契約の状況を見ると、もうちょっとやれることがあるんじゃないかということを考えたというところでございまして、おっしゃるような国際的なところを見ながら事業体としての国としての役割というのも果たしていこうというふうに考えてございます。どうもありがとうございます。

勢一委員：契約の内容は、収集運搬とか処分とかそういうことですよね。それは別に民間企業との関係でたくさん担っている事業者がいるはずですし、自治体の方の業務と兼ねてやっているような大規模事業者もいるはずなので、多分受けることが可能な事業者はたくさんいるはずなんですよ。なのに進まない、方策がないということは、事業自体うまみがないという可能性もあるのかと、ふと思つたりもして、ぜひ単に応札が少ないというだけではなく、どういう事業を出していて、それが市場のマッチングするような内容、規模なのかというところはご検討いただくのがいいのかなと。ある程度規模があれば乗ってくるような市場であれば何か出すときに、工夫をする必要があるかなと思いましたというのが一つです。

もう一つ高度化法のスキームとのリンクのお話だったと思うんですけど、どのくらいポテンシャルがありそうなのか少し教えてください。

環境省：高度化法の本格施行は11月で、そういう意味ではまだまだこれからの制度です。ポテンシャルはあると思って作っています。うまみの話はその通りかもしれないです。裾切り方式を取ったら価格だけということなので、そうすると結局安く買いたたく感じになってしまっているかもしれないですが、廃棄物処理は誰がやっても一緒だとは思っていないので、そういったところは契約を出す側からも申し上げたいと思っておりますし、その後高度な処理をして欲しいと思っているのですが、方向が少しでも出せるといいというふうに思っておりますし、どんどん複雑になりそうだが、バランスのとり方は懇談会の場が設けられたら検討していくと思っています。

勢一委員：おそらく自治体も情報を持っていると思いました。

梅田座長：その他はいかがでしょうか。なければ次の議題に移りたいと思います。

### （3）国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について

梅田座長：資料4の令和6年度の環境配慮契約締結実績について事務局よりご説明をお願いします。

環境省：資料4説明（省略）

梅田座長：ありがとうございました。それでは今の締結実績についてご質問、ご意見等ありましたらお願ひいたします。

野城委員：建築に関してのご説明についてコメントをしておきます。今日どうこうとかではないのですけども、資料の方で外皮を変えるとか、いろいろ書いてありましたけれども、今可能性がありながら全くこの環境配慮契約の中でなかなか入ってきてないのは、データを計測して、それに基づいてソフトウェアで空調機や照明や、場合によっては窓などの開閉を制御していくという皆さんが言っている IoT ですね。IoT の技術を導入して運用改善を図っていくという可能性は大いに広がっているのですが、環境配慮契約法のところは全く入ってないんですよね。これは建築部会になるのか別の部会になるかわかりませんけれども。ですので、まずはそういったデータ計測だけではなくて、データ計測した結果を踏まえて、統合的に設備が運用改善できる今の空調機というのはおそらく空調機を替えるときにですね、ゼネコンや空調機メーカーからエネルギー効率が良いと言われながら使い方が間違えている。車で言えばローギアずっと走っているような感じになってしまふんですね。むしろ IoT を使っていくとちゃんとトップギアで走るということができますし空調機を変えなくてもそういった制御ができますので、今後、環境配慮契約法の中で、とんかちで工事するだけではなくて、設備、あるいは場合によってはそういった窓などを含めた制御を IoT で行っていくことによって、GHG を削減していくといった辺りについては、まずは何かそのショーケースを作った上で制度展開していくといいんじゃないかなというふうに思います。それともうひとつ感想ですけれども、独立行政法人、おそらく国立大学法人も含めてだと思いますけども、省エネ改修するというのはですね、私も国立大学法人にいたときに切実に感じましたけど、非常にエネルギー費用というのは切実でございます。そういうインセンティブがかかっているんですけども、官庁の方は鈍いってことは、怒らないで欲しいのですが、まだ美しいこと言いながら親方日の丸の感覚が抜けていないというのは厳しくご認識いただければと思います。以上です。

梅田座長：はい、ありがとうございました。

環境省：省エネ改修とかチェックリストを作っていたいた時に、運用でできるところと設備改修がいるところを分けてやっていただきて、極めてわかりやすかったなというふうに思っておりますけども、設備改修の前にあるいはその同時に運用改善する中で IoT を使って、流量制御するとか、いろいろなやり方があると思いますので、そういったところの普及に繋げていきたいという思いでチェックリストを活用していきたいと思っておりますし、ベンチマーク指標も作っていただきて、まだ結果としてこう変わったというところまで至っていませんけれども、そういったところをうまく活用していくと、おっしゃったようなところに近づいていけるかなということで、道具というか武器というか、だんだん揃えていただきておりますけども、それをうまく使って叩く。アウトプットですけど、やっていかなければいけないと思っております。どうもありがとうございます。

原委員：建築物の維持管理と産業廃棄物に関して、質問がありますので、まず建築物の維持管理については説明でも複数年契約が有効だという説明がありましたけれども、なかなか国の契約では複数年契約が難しいということなのですけれども、一応ゼロではなくて 2%程度は国でも実際にあるということで、具体的に複数年契約をやっている機関は極めて例外的なものなのか、それとも一般的な施設でもできるような内容のものなのかというのを、教えていただきたい。もうひとつは、チェックリストか何かの評価のところで E や E-の場合にそういう悪い評価になった原因、理由を書く形になっているかと思いますけれども、どのような理由が多いのかということを教えていただければと思います。

それから産業廃棄物の関係で、優良認定企業はどのくらい程度あるのか、またそれが増えているのか。それからもう一点は、いわゆる優良認定企業が参入しているような場合には、環境配慮契約というのは結構多いということなんんですけども、逆に言うと、地元にはなかなかそういう認定企業がない、逆に言うと、優良認定が参入の阻害となっているために環境配慮契約が進んでいないといった、産業廃棄物業界での、特に地方の特性に絡むところで、相当長期的な努力なり等々が必要なのかもしれませんけど、そういったようなことがあるではないかというような印象を持ちました。それでいくつか質問と印象を発言させていただきました。以上です。

梅田座長：ありがとうございます。

環境省：複数年契約については、特に中央合同庁舎では結構していただいているようとして、

特に公共サービス改革法の枠組みの中で、これは特に地方合同庁舎もフォーカスに入っているもので、その法律を以って複数年契約が発注されているという事例が多いようです。ベンチマーク指標のEやE-の理由はいろいろあり、例えば昨今の温暖化で、暑くなってきていて職員の健康のためにも、空調をガンガンつけなければいけないので、そこで職員の人数が多いというところもあって、消費エネルギーが増えてしまったという話もあり、そこも改善するとおっしゃっているところは良いのですが、E-になっているのに環境配慮の余地がないと言っているようなところは、特にそのチェックリストを使って本当に環境配慮の余地がないのかというところを確認していただく必要があるかと思いますし、外気温の話で言いますと、窓や開口部周りの断熱性の向上や外装の省エネ改修という手法もあるかと思いますので、そこは改善の余地があるというふうに考えております。

また最後に、現状の産業廃棄物の環境配慮契約に関しましては、優良認定を取つていなければ締切り方式で入札参加できないというような形にはなっておらず、優良認定を取るための評価項目をそのまま環境配慮契約の締切り方式の評価基準に入れている形になっております。優良認定基準の評価項目の、例えば5件あったうちの4つの評価項目が取れていれば、それぞれ加点がされるような形になっておりましすし、もちろんその優良認定を満たしていれば、優良認定基準に資するその評価項目に関しましては全て点数が取れる形になっているので、優良認定が取れている業者の方がより優遇され、優良認定基準に対してのインセンティブがあるという仕組みになっています。

原委員：優良認定を取っている事業者はどのくらいいるのか。例えば全国的に散らばっているのか、それともごく一部のところなのか。

環境省：全国的に1,000社以上あります。地域偏在はもちろんありますけども一応この地域に特に足りないという感じではございません。メインで働いている方は1万社以上いらっしゃる。割合からいうと1割、ある程度少ないポジションだということにはなっております。優良産廃業者が増えているかというところはまだまだなところがあるのかなというふうには思っておりますけれども現状としてはそういうことだということでございます。

原委員：わかりました。ありがとうございます。

梅田座長：その他いかがでしょうか。

勢一委員：先ほども御指摘がありましたけれども、独立行政法人、特に大学などは、やはり

財政的にかなり厳しいという状況がある中で、多分苦しんでいる部分があるというのは私も同業者としてよく話を聞きます。この辺り何かもう少しお金以外で支援する方法がないのか、何か環境省さんの方で応援できる余地はあるんでしょうか。病院とかもそうですけど、人口が減っていく中で、これからどうやって組織を支えていくのかというのは結構課題で、見ていて多分環境配慮が大事だというのがわかったとしても、どこまで動けるかということもあるのかなというところで。でも多分このここを少し変えていかないと、きっと効果が出てこないっていうところなので、何か知恵があるといいなと思ったところです。私自身が知恵がないものですから。

昨年度もこういうご報告いただいたなと思ってお伺いしていたのですけれども、昨年度との比較でどのくらい進んだかというのは、わかるのでしょうか。例えば仕様書への記載状況は、仕様書にちゃんと盛り込むことだとすれば、それほど難易度が高いものでもないような印象はあるのですが、結構進んでいないというのが 17 ページのところで、残念ながら環境省さんもなかなかっていうところで、多分昨年度働きかけしていただいたと思うんですけれども、それが効いているのか効いてないのか、進捗がわかるといいなと思ったんですけれども、この辺りってどうですか。仕様書はともかく再エネ比率の目標は 19 ページのところで出していただきましたけど相当厳しいなというところで、気が付けば 2030 年も大丈夫ではないよねって言うので何ができるのかっていうのはかなり悩ましいなと思って伺っていました。

あと 42 ページのところで、その他の改修事業なのでかなりいろいろなものが入っていると思うのですが、随意契約が 24.1% あるんですね。先ほど契約方式で会計法のお話を聞いていたので、資料 2 の最後のところで概要を示されているんですけども、随意契約で例外中の例外なんですね。競争入札がもうどうにもできないというようなときにしか使えないんですけども、かなり割合多いので競争入札できないようなものが結構多かったのかというのはちょっと教えてください。以上です。

環境省：独立行政法人に限らず国もそうなんですけれども、省エネ改修事業を一気にでなくとも、LED に変えるとかそういうところでもかなり効果はあると思いますし ESCO 事業は、昨年度は 1 件しか行っていませんが、医療系の病院が実施したというところで、病院もかなり消費電力が大きいところなので、ESCO 事業を用いて、省エネの設備を取り入れたことでより省エネに資するような建物の耐震建物の改修がされるというようなことがありますので ESCO 事業も積極的に使用していただくというのは、あり得るかと思います。また、42 ページ目の随意契約の話にも繋がるのですけれども、おそらく少額随契のことを探しているのがほとんどかと思って

おりまして、少額でしたら随意契約できることになっております。45 ページ目で、省エネ改修で事業において採用した技術というところがあるんですけれども、少額でもできることはあるかなと思いますので少しづつ省エネ改修はやっていただける余地はあるのかなと考えているところでございます。また、16 ページ目で見ていただきますと、仕様書に記載された再エネ比率について、グラフの黄色が令和 5 年度で、青色が令和 6 年度になっておりまして、昨年度と比較しますと、令和 5 年度では再エネ比率 30% となっているところがかなり多くて 53.1%、それが令和 6 年度から再エネ比率 35% 以上と仕様書に記載しましょうということになったので、その効果で水色の部分の 35% 以上が増えたりだと、60% と記載しているところも 29.9% ありましたので、少しづつ再エネ比率をそのまま記載するというところもありますし、再エネ比率を記載した後に、そこを何% と置くかというところも少しづつ改善をしていってはいるのかなとは考えております。件数ベースでいうと 15 ページ目を見ていただきますと、仕様書に再エネ比率記載した割合で令和 5 年度の割合がカッコ書きで後ろに書いておりまして、令和 5 年度 31.1% だったところが、今年度 45.7% となっておりますので、割合で言っても、少しづつ改善はしていっているのかなと思います。

環境省：お金以外で何とかっていう話は、それはその通りだと思っていて、1 番は何かやろうと思ったときの煩雑さ、手間隙を減らすことだろうと思っていますので、こここの場でいろいろ議論している契約を、それほど難しくなくできる環境を作りたいと思っています。解説をしたり、こんな例がありますよとか言ってみたり心配しなくていいですよ、というようなところの情報を出していけると、やってみようというふうにならないかなというふうに思っています。そういう意味で言うとその手間隙分のコストをぜひ下げていきたいというふうに思っています。

梅田座長：再エネ比率の話も少しづつ改善しているが、このままでは多分 2030 年には間に合わないと言っても、その問題を解決しなければいけないっていうことですね。

#### （4）検討スケジュールについて

梅田座長：次に資料 5 について説明お願いします。

環境省：資料 5 説明（省略）

梅田座長：はい、ありがとうございました。これについてご質問等はございませんか。本日の議論はこれで終了したいと思います。また第 3 回の検討会は 12 月 26 日に開催

したいと思います。他にご発言はありませんか。ないようでしたら、議事進行を事務局にお返しいたします。

環境省：委員の皆様には、熱心にご議論いただきありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第2回環境配慮契約法基本方針検討会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上